

4 生活福祉資金（総合支援資金）の貸付事務の徹底等について

事務連絡
平成23年2月23日

各都道府県生活福祉資金担当課長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長補佐

生活福祉資金（総合支援資金）の貸付事務の徹底等について

平素より、福祉行政についてご理解を賜りますとともに、生活福祉資金貸付事業の運用についてご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、総合支援資金貸付においては、平成21年10月からの実施当初、多数の方が借入相談に訪れたため、貸付手続きの迅速な処理に取り組んでいただいたものと思料されます。

総合支援資金貸付が創設されてから一年余り経過し、毎月の貸付決定件数がある程度の件数で推移していることから、今後は、相談時から償還終了までの継続した自立支援及び債権管理が重要になります。また、最近では失業者等を支援する公的制度を不正に利用する事例が報道されているところですが、不正利用に関する事案については、公的資金により実施している事業として厳正な対応を行ふことが必要となります。

各社会福祉協議会において創意工夫され、貸付事務を行っていただいていることは承知しておりますが、総合支援資金貸付の趣旨・目的を果たすため、下記の点について徹底をお願いするものであり、管下の社会福祉協議会への周知をお願いいたします。

なお、市区町村社会福祉協議会の相談支援体制の充実に要する平成23年度分の経費については、各都道府県からの所要見込み額のとおり交付決定を行ったところであり、下記を実施するために必要な財源措置については、緊急雇用創出基金（住まい対策）の活用が可能です。確実な実行に向けて有効活用されることを併せてお願ひいたします。

記

【貸付相談時】

- ・借入申込者が作成する自立計画について、「何を、いつまでに、どの程度までにするのか」等の具体的な意思確認を行い、償還計画と併せて、必要な相談、助言支援を行うこと。
- ・ハローワークや住宅手当実施機関及び日本司法支援センター等の関係機関との連携を必要に応じること。
- ・疑わしき事例と思われる案件については、積極的に警察等関係機関と連携を図ること。

【貸付期間中】

- ・毎月の貸付金送金時に、自立に向けた取組みの状況及び生活状況について確認を行うこと。
- ・借受人と定期的に面談を行い、必要な相談支援を行うこと。

【貸付終了後（自立支援）】

- ・面談を通じた自立計画の進捗状況の確認等を行うこと。
- ・社会福祉協議会としての総合相談機能の活用や他施策（貧困・困窮者の「糸」再生事業〔NPO等民間支援団体による支援〕等）との連携実施について検討すること。

5 高校生の授業料等滞納に係る生活福祉資金貸付（教育支援資金）の取扱いについて

社援地発0204第1号
平成23年2月4日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

高等学校に在学する者の授業料等滞納に係る 生活福祉資金貸付（教育支援資金）の取扱い について

生活福祉資金貸付制度については、平成21年7月28日付厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」等に基づいて行われているところである。

本制度の教育支援資金は、低所得世帯に属する子等に対し、学校教育法に規定する高等学校等に修学するために必要な経費について貸付けを行っているところであるが、平成22年2月、高等学校に在学する者が授業料を滞納しているために出席停止処分等を受け、学校を卒業できないおそれがある問題に対し、特例的な取扱いを行ったところである。

経済的理由による修学困難な者への支援については、教育施策により、授業料の減免や今年度からの公立高等学校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金制度等の対応が行われているところであるが、子どもの貧困問題という面もあり、福祉的観点からの対応も必要である。

今般、厳しい経済情勢を踏まえ、下記のとおり、今年度限りとして、特例的に高等学校の授業料等について遡及して貸し付けることを可能とするので、ご了知の上、各都道府県の社会福祉協議会の準備が整い次第、速やかに実施していただくようお願いしたい。

なお、必要な世帯が利用できるよう、各都道府県教育委員会高等学校主管課及び私立学校主管課と連携して、本制度及び本取扱いについて、管内の社会福祉協議会、教育委員会及び学校等関係者への周知をお願いしたい。

記

1 教育支援資金の取扱いについて

教育支援資金について、高等学校の授業料等をやむを得ない事情により滞納したときまで遡及して、当該滞納額を貸し付けることを可能とする。

2 貸付条件等

- (1) 現に高等学校に在学中であること。
- (2) 授業料等を滞納したことについてやむを得ない理由があること。
- (3) 遷及貸付の対象となる経費は、高等学校に在学する者が学校に支払うことが求められている経費であって、過去に滞納している授業料など、教育支援資金の対象経費であり借受世帯が直接学校に支払うべきものであること。
金額については、書類などで確認を行うこととし、また、借受人が学校に支払った後、領収書を提示させることにより確認することとする。
- (4) 貸付金額は、教育支援資金における貸付金額の限度に準ずるものとする。
- (5) この取扱いは、貸付対象を遷及するものである。したがって、貸付手続等の日付それ自体は、当然、当概手続等を行う日のものとされたい。

3 留意事項

本取扱いは、あくまで特例的に遷及して貸付けを行うというものであり、貸付けの対象となる要件を拡大するものではないが、卒業の時期が間近に迫っていることも踏まえ、資金の必要時期に間に合うよう迅速な貸付決定にご配慮いただきたい。